

西宮市立白水峡公園墓地

がっそうしき

合葬式墓地

使用者募集のご案内

- 申込みは郵送のみの取扱となります。墓地管理事務所や支所での申込みはできません。
- 申請書が複数枚になる場合は、各申請書を同一封筒にまとめてください。



(重要なお知らせ)

- 合葬式墓地を使用できるのは、令和6年4月1日以降になります。
- 令和6年4月1日までは、合葬式墓地(合葬室、一時安置室)にご遺骨を埋蔵することはできません。

西宮市 斎園管理課

1 合葬式墓地とは

1. 施設の概要

合葬式墓地とは、他の方のご遺骨と一緒に納骨する一つの大きなお墓(施設)のことです。合葬式墓地は市が管理するため、維持費や管理費等の費用は必要ありません。また、個人で墓石を建立したり、子や孫に承継したりする必要もありません。一定の要件を満たせば、自分が亡くなった場合に備えて、生前に自分の遺骨を申込むこともできます(「生前予約」といいます)。

合葬式墓地は「合葬室」と「一時安置室」に分かれており、希望者は「記名板」を使用することもできます。

(A) 合葬室(10,000体収蔵可能)

ご遺骨を骨つぼから出して布袋へ納めて、他の方々のご遺骨と一緒に埋蔵します。ただし、ご遺骨の埋蔵後にそのご遺骨を返還したり、他の墓地へ移したりすること(「改葬」といいます)はできません。

(B) 一時安置室(1,500体)

期間内であれば、ご遺骨を返還することができますが、使用許可を受けた日から起算して10年が経過した後は合葬室へ埋蔵します(期間の延長はありません)。

ただし、生前予約を希望される方や分骨された遺骨を埋蔵する場合はお申込みできません。※埋蔵できる骨つぼの大きさ：幅・奥行きが22cm以下、高さ26cm以下(骨つぼ6寸程度まで)

(C) 記名板(希望者のみ)

合葬室、一時安置室の利用者は、埋蔵されるご遺骨1体につき1枚の記名板を申込むことができます。記名板は縦書きとし、漢字6文字程度の氏名のみ刻字できます(戒名や法名は刻字できません)。

注意) ご遺骨を埋蔵する前に、記名板を設置することはできません。

2. 申込みされるご遺骨について

合葬式墓地には、申込者の6親等内の血族の方、配偶者、3親等内の親族の方のご遺骨を埋蔵することができます。申込むことができるご遺骨の数に上限はありませんが、ご遺骨以外のもの(遺品など)は埋蔵できません。また、原則として「**個人が特定できるご遺骨1体ごと**」を申込み単位としています。個人が特定できる複数体をまとめて1つにして申し込むことはできません。

※埋火葬許可書や改葬許可書の提出が可能な場合で、個人が特定できないご遺骨の申込みを検討される方は、斎園管理課までご相談ください。

2-1 申込要件と申込区分

- ・上記の申込区分のいずれかに該当する方は、申込みいただけます。次ページの「2-2 申込時の注意事項」を必ずご確認ください。

- ・申込みは、申込区分ごとに行ってください。例えば、申込区分（ア）と（イ）で申込む場合には、「申込区分（ア）」で1枚、「申込区分（イ）」で1枚、申請書を提出してください。
- ・複数の申込区分で申込みされる場合で、必要な添付書類が共通している場合は、書類の添付は1通で構いません。

【申 込 区 分】

（ア）申込時点で西宮市に住所を有する（西宮市に住民登録をしている）方で、
自宅等にご遺骨を所持されている方、もしくは他の墓地等からご遺骨を改葬
される方

【必要書類】

- ① 申込者世帯の住民票（詳細は2-2を確認してください）
- ② 埋火葬許可書の写し又は改葬許可書の写し
- ③ 西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用者（名義人）の場合は、
→ 西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用許可書の写し

（イ）申込時点で、西宮市外に住所を有する（西宮市に住民登録のない）方で、
生前（死亡時）に西宮市に住所を有していた（西宮市に住民登録をしてい
た）方のご遺骨を自宅等に所持もしくは他の墓地等から改葬される方

【必要書類】

- ① 申込者世帯の住民票（詳細は2-2を確認してください）
- ② 埋火葬許可書の写し又は改葬許可書の写し
- ③ 申込みされる方が、西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用者（名義人）
の場合 → 西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用許可書の写し

(ウ) 西宮市立墓地又は納骨堂の使用者（名義人）の方で、当該墓地又は納骨堂に埋蔵されているご遺骨を改葬される方

【必要書類】

西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用許可書の写し

(エ) 西宮市立墓地・納骨堂の使用者（名義人）ではなく、申込時点で西宮市に住所を有する（西宮市に住民登録をしている）満 65 歳以上の方で、ご自身の死後に自身の遺骨を埋蔵することを希望される方（生前予約）

【必要書類】

申込者世帯の住民票（詳細は 2-2 を確認してください）

(オ) 申込時点で満 65 歳以上の西宮市立墓地又は納骨堂の使用者（名義人）の方で、ご自身の死後に自身の遺骨を埋蔵することを希望される方（生前予約）

【必要書類】

- ① 申込者世帯の住民票（詳細は 2-2 を確認してください）
- ② 西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用許可書の写し

※申込区分の（エ）、（オ）【生前予約】を希望される方や、分骨されたご遺骨の埋蔵を希望される方は、「合葬室」のみ申込みできます。

2-2 申込時の注意事項

1. 住民票について（申込区分のウを除く全区分共通）

- ▼ 申込みに必要な住民票は、**令和 5 年 10 月 10 日**以降に発行されたもので、**世帯員全員**の氏名・続柄・本籍地又は国籍の記載がある原本（マイナンバーの記載は不要）を添付してください。

2. 改葬許可書について（申込区分のア又はイに該当する方）

- ▼ 申込時点で改葬許可書が取得できない場合には、埋蔵証明書など、ご遺骨が埋蔵されていることがわかる書類を添付してください。なお、合葬式墓地にご遺骨を埋蔵される際には改葬許可書が必要です。

3. 死亡時に西宮市に住所を有していたことの確認書類について（申込区分のイに該当する方）

▼ 亡くなった場所(死亡地)や本籍地が西宮市の場合でも、死亡時に西宮市に住所を有していなければ、原則としてお申込みいただけません。

埋火葬許可書や改葬許可書で「死亡時に西宮市民であった旨」の確認ができない場合は、死亡時に西宮市民であったことがわかる書類(死亡届の写しや公共料金の領収書などでも可)を添付してください。

4. 西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用者（名義人）の方について（全申込区分共通）

(1) 申込条件

現在ご使用されている西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂に埋蔵されているご遺骨をすべて改葬し、当該墓地や納骨堂を市に返還していただくことを申込みの条件とします。ただし、今回は、後日、市が送付する誓約書に当該墓地の一般墓地又は納骨堂を返還する旨を誓約していただければ、申込時点で西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂を返還していなくても、先行して申込みしていただくことができます。

(2) 返還手続き

- ① 西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の返還手続き(書類手続き)を、令和6年2月以降、斎園管理課で行ってください。
- ② 上記①の手続き後に、現在ご使用されている西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂を原状に復した状態で市に返還してください。市に返還されていることが確認できた場合は、合葬式墓地を使用できます。

※西宮市立墓地を使用されている場合は、墓地を更地にする撤去工事が必要です。

なお、市では、撤去工事の業者等の斡旋や紹介は行っておりません。

撤去工事などの費用は、全額使用者の方のご負担となります（市の助成金や補助はありません）。

実際に合葬式墓地にご遺骨を埋蔵される日までに、市への返還が完了していない場合には、ご遺骨を合葬式墓地に埋蔵することができませんのでご注意ください。

5. 生前予約を希望される方について(申込区分のエ又はオに該当する方)

▼ ご自身以外の親族のご遺骨(配偶者のご遺骨など)の埋蔵を予約することはできません。

▼ 生前予約をされた方が亡くなられた場合には、親族の方などに埋蔵の手続きを行っていただく必要があります。市の職員がご遺骨を引き取りにお伺いしたり、親族に代わって埋蔵の手続きを行うことはありません。

2-3 記名板の申込みについて

合葬室又は一時安置室をお申込みされた方は、後日、記名板の申込みを行うことができます。

記名板は、実際にご遺骨を埋蔵した日以降に、いつでもお申込みいただけます。

記名板の申込開始日などの詳細は、後日「合葬式墓地使用許可書」を送付する際にあわせてご案内します。

記名板は、ご遺骨1体につき1枚30,000円の使用料を予定しています。ご遺骨の埋蔵前に記名板を設置することはできません。また、記名板の設置日や記名位置を指定することはできません。



記名板

3 使用料

① 合葬室	・・・	1体につき	50,000円
② 一時安置室	・・・	1体につき	100,000円

使用料については、申込書のご提出後に審査を行い、その後、通知書や申込区分に応じた手続き書類とともに、使用料の納付書を郵送します。お手元に届きましたら、納付書に記載されている納入期限までに西宮市が指定する金融機関でお支払いください。

※使用料の分割払いや納付期限の延長については認められません。

▼ 使用料の減免について ※一時安置室・記名板についての減免はありません。

西宮市立墓地の一般墓地又は納骨堂の使用者（名義人）の方で、当該墓地の一般墓地又は納骨堂に埋葬又は収蔵されているご遺骨を合葬室に改葬される方には、後日使用料の減免についてご案内します。

4 申込受付期間・申込方法

① 【申込受付開始】

令和5年10月10日(火)から

② 【申込みの方法】

(1) 「合葬室」を申込みされる方

- ・生前予約を希望しない場合 → 右上に「合葬室申込用①」と記載された申請書
- ・生前予約を希望する場合 → 右上に「合葬室申込用②【生前予約】」と記載された申請書

(2) 「一時安置室」を申込みされる方 → 「一時安置室申込用」と記載された申請書

※各自のご希望に応じた「合葬式墓地使用許可申請書」をご記入の上、必要書類を添付して、とじ込みの封筒をご利用いただき、下記まで郵送で申込みしてください。

〒662-8567

西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所 環境局 環境総括室 斎園管理課 宛

【 注意事項 】 申込みは郵送のみ受付とします。斎園管理課の窓口や電話での申込みはできません。また、墓地管理事務所や支所での申込みもできませんのでご注意ください。

5 申込後の手続きについて

1. 通知書・納付書等の発送について

申込みされた方について、審査の後、通知書や納付書、申込区分に応じた手続き書類（誓約書や減免申請書など）を順次、郵送する予定です。

2. 書類提出期限・使用料納付期限について

お手元に通知書等が届きましたら、記載された【提出書類】を、市が指定する期限までに提出してください。使用料についても、納入期限までに納付してください。

原則として、申込される方と埋蔵されるご遺骨との続柄が確認できる戸籍謄本等を提出していただきます。あらかじめご準備をお願いします **（申込み時点では提出不要）**。

3. 使用許可書の発送と使用開始について

市が、書類の提出と使用料の納入を確認できた方には、順次「合葬式墓地使用許可書」を発送します。

合葬式墓地使用許可書がお手元に届いた方につきましては、令和6年4月1日以降に合葬式墓地を使用する（ご遺骨の埋蔵を行うことができる）ことができます。

（注意）申込みから合葬式墓地使用許可書を発送するまでに、事務処理上3か月から4か月程度の期間を要します。

令和6年4月1日の供用開始日以降、すぐに合葬式墓地を使用したい方は、なるべくお早めにお申込みください。

6 使用許可の取消しについて

次の事項にあてはまる場合は、西宮市立墓地条例により、使用許可取消しの対象となります。

- ▼ 虚偽の申請や不正な手段により許可を受けたとき
- ▼ 使用許可に係る目的以外の目的に合葬式墓地を使用したとき
- ▼ 第三者に使用权を譲渡し、または転貸したとき
- ▼ 使用許可に付された条件に違反したとき
- ▼ 西宮市立墓地条例またはこれに基づく規則に違反したとき



（合葬式墓地の外観）



（一時安置室）

7 よくある質問

No.	Q	A
1	複数の遺骨をそれぞれ別々に「合葬室」と「一時安置室」に申込みすることができますか？	申込みできます。
2	西宮市立墓地・納骨堂の使用者が自宅に保管している遺骨を申込み場合には、申込区分「ア」に、生前予約を申込み場合には、申込区分「オ」になりますか？	お見込みの通りです。複数の申込区分になる場合には、 申込区分ごとに 申請書を提出してください。
3	遺骨の埋蔵後に費用が発生しますか？	発生いたしません。 使用料・管理料の徴収はありません。
4	使用許可後、遺骨を埋蔵するまでの期限はありますか？	特に期限は設けておりません。
5	一時安置室に埋蔵した遺骨は、許可日から10年経過すれば使用者で合葬室へ移動するのですか？	市が合葬室へ遺骨を移動します。合葬室への移動には、届出や費用は 一切不要 です。なお、合葬室への移動について、使用者や御親族への ご通知は行いません 。
6	見学はできますか？	施設の外観等は、市立白水峡公園墓地の開所時間であれば、ご自由に見学していただけますが、施設内（合葬室や一時安置室）に 立入ることはできません 。
7	遺骨を埋蔵する際に立ち会うことはできますか？	埋蔵時に 立ち会うことはできません 。墓地管理者が埋蔵されるご遺骨をお預かりし、施設への埋蔵を行います。
8	親族が本人に代わって申込みことはできますか？	原則として申込みは本人のみですが、やむを得ない理由で本人が申込みを行うことができない事情がある場合は、斎園管理課までご相談ください。
9	合葬室に入って参拝することはできますか？	合葬式墓地での参拝は、参拝スペース（モニュメントや献花台を設置）から行ってください。
10	市で合同の慰霊祭等を行ってもらえるのですか？	市では、合同慰霊祭等の祭事は行いません。

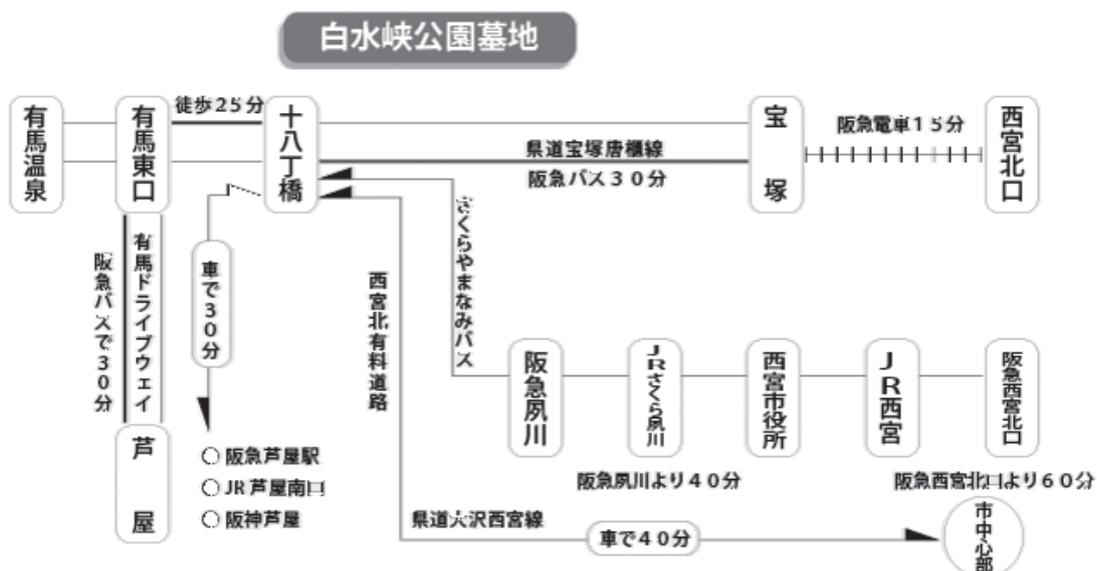
8 申込みから使用許可までの手続きの流れ

申込みから使用許可までの手続きの流れについて、時系列順に記載しています。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集案内の配布 | 令和5年10月10日(火)から配布開始 |
| (2) 申込受付期間 | 令和5年10月10日(火)から
・申込区分に応じて必要書類をそろえて 郵送 してください。
・申込みは 郵送のみ の取り扱いです。
・市役所窓口や各墓地管理事務所、支所では 申込みいただけません 。
【抽選について】
埋蔵可能数を超える申込みがあった場合には、抽選になることがあります。
抽選の有無は、判明次第、市のホームページでお知らせします。 |
| (3) 通知書・納付書等の発送 | 申込受付後、審査ののち、通知書と使用料の納付書を郵送します。
また、各申込区分に応じた書類（誓約書や減免申請書など）も郵送します。 なお、申込受付から通知書と使用料の納付書の発送までに事務処理の都合上、3か月程度のお時間をいただきます。 |
| (4) 使用料の納付及び誓約書等の提出 | ・お手元に届いた納付書で、市が指定する納入期限までに西宮市指定金融機関で納入してください。
（使用料の分割払いや納付期限の延長はできません。）
・手続き書類についても市が指定する期限までに提出してください。 |
| (5) 使用許可書の発送 | ・ <u>使用料の入金確認後</u> 、合葬式墓地使用許可書を郵送します。
使用料の減免を申請される方については「 <u>合葬式墓地使用料減免申請書</u> 」の提出後に合葬式墓地使用許可書を郵送します。 |
| (6) 使用許可
使用開始日 | 令和6年4月1日以降です。
「合葬式墓地使用許可書」がお手元に届いた方は、 令和6年4月1日以降 に合葬式墓地を使用することができます。
<u>令和6年4月1日までは合葬式墓地(合葬室・一時安置室)にご遺骨を埋蔵することはできません(事前に市にご遺骨を預かることはできません)。</u>

※ご遺骨を埋蔵する際の手続きの詳細は、別途個別に通知します。 |

西宮市立 白水峡公園墓地へのアクセスについて



- 上記の案内図は、各公共交通機関や道路の運行状況を保証するものではありません。
さくらやまなみバスについては、令和5年4月の大雨による土砂崩れの影響で、白水峡墓園前（十八丁橋）～有馬東口まで区間運休し、迂回運行しています。
（令和5年9月現在）

- 合葬式墓地所在地：西宮市山口町中野東山 803-1
西宮市立白水峡公園墓地 中央園地内



（参拝スペース）



（合葬式墓地外観）

【お問い合わせ先】

西宮市役所 環境局 環境総括室 斎園管理課 電話：(0798) 35-3306
（お願い）

斎園管理課の窓口には、市立墓地や納骨堂の手続きのために来庁する方が多数おられます。混雑を避けるため、できるだけ電話でのお問い合わせをお願いします。